

尼崎市放課後居場所緊急対策事業運営業務委託仕様書

1 業務名

尼崎市放課後居場所緊急対策事業運営業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本市では、近年、児童ホーム入所希望者の急増に伴い、待機児童への対応が喫緊の課題となっている。本業務は、利用ニーズが高い夏季休業期間中の緊急的な対策として、待機児童の安全・安心な居場所を確保し、保護者の就労維持と子育て世帯の負担軽減を図るものである。

3 契約期間

契約締結日から令和8年8月28日まで

4 事業実施期間及び開所時間等

(1) 事業実施期間

令和8年7月21日から令和8年8月28日まで（祝日を除く月曜日から金曜日）

(2) 開所時間

午前8時15分から午後7時まで

(3) 従事時間

午前8時から午後7時15分まで（予定）

5 実施場所

立花小学校他11校の特別教室等（各小学校で使用する室名や場所の詳細は、選定された契約候補者に別途通知する。）

(1) ブロック1（4校）

対象小学校区	住 所
立花小学校	栗山町2丁目26番1号
立花北小学校	栗山町2丁目6番1号
大庄小学校	大庄中通4丁目43番地の1
長洲小学校	長洲東通3丁目7番1号

(2) ブロック2（4校）

対象小学校区	住 所
武庫南小学校	武庫町4丁目11番1号
武庫の里小学校	武庫の里1丁目4番1号
尼崎北小学校	塚口町6丁目21番地の1
武庫東小学校	武庫之荘6丁目15番1号

(3) ブロック3 (4校)

対象小学校区	住 所
下坂部小学校	下坂部1丁目12番1号
上坂部小学校	東塚口町1丁目15番36号
成徳小学校	蓬川町302番地の2
園和小学校	東園田町4丁目73番地の2

6 対象児童

尼崎市立児童ホームに入所を申し込み、利用不許可決定を受けた児童（以下「待機児童」という。）とする。

対象小学校区1校当たりの受入人数は44人/日程度までを想定しているが、尼崎市放課後居場所緊急対策事業（以下「本事業」という。）に参加する児童（以下「参加児童」という。）が受入人数を上回るときは、施設の規模や実施体制、利用状況等を踏まえ、児童が安全に利用できる人数を勘案して本市と受託者との協議の上、受入人数を決めるものとする。

（参考：令和8年4月1日現在の待機児童数）

	対象となる小学校区							
ブロック1	立花	51	立花北	17	大庄	24	長洲	18
ブロック2	武庫南	26	武庫の里	19	尼崎北	35	武庫東	21
ブロック3	下坂部	34	上坂部	79	成徳	2	園和	14

7 業務内容等

(1) 本業務の業務内容は、次のとおりとする。

ア 児童の遊び及び学習の見守り等

本業務に従事するスタッフを実施場所ごとに常時2人以上配置し、参加児童が、定められた場所で、遊びや自学自習活動等の活動を自由に行いながら、安全かつ安心に過ごせるよう、適切な指導及び見守りを行うこと。

イ 参加児童の出席状況及び入退室時間の確認及び把握

ウ 本事業の運営に係る準備及び片付け（清掃等を含む。）

エ 携帯電話等を利用した保護者並びに本市、学校その他の関係機関等との連絡

オ 本市への報告書類の作成及び提出

カ 上記のほか、本事業の運営に関し市長が必要と認める業務

(2) 本業務の実施に当たっては、次に掲げる事項について遵守すること。

ア 業務体制の構築

● 円滑な業務運営に向け、本業務の業務目的・内容を十分理解し、適切な実施体制（安全管理体制を含む。）を構築し、責任をもって業務を遂行すること。

● 本事業を安定的に実施することができる実施体制を確保し、実施場所ごとの人員体制並びに資格及び経歴等について本市に報告すること。

- 従事するスタッフは、保育士又は放課後児童支援員等の資格の有無を問うものではないが、本業務の趣旨を正しく理解し、誠実に業務を遂行できる体力や能力を有する者とする。
- 従事するスタッフは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者とする。なお、受託者は、配置するスタッフについて当該事項を確認した上で本業務に従事させること。
- 開所時間中は、有事等の際に本業務に支障のない範囲で本市と常時連絡がとれる体制を基本とすること。
- 児童の自主性及び社会性等の育成や安全確保（事故又はトラブル等の防止及び対応）を図るとともに、必要に応じて保護者との連携を図り、保護者が安心して働けるよう配慮して、適切な遊び等の環境を提供すること。
- 本事業の開始日までに事前準備を行い、業務に混乱が生じないようにすること。
- スタッフを変更（交代）する場合は、業務内容の説明等の引継ぎや研修等を実施し、業務を安定的かつ円滑に遂行すること。
- 本業務の契約を締結後、本事業を開始するまでに、本市と実施日等を協議の上、実地研修を行うこと。
- 本事業で使用する特別教室等は、原則、毎日現状復旧してから閉所すること。
- 従事するスタッフは、本業務の従事者であることが分かるよう、名札を付けるなど、目視で確認できるようにするとともに、本人確認ができるよう身分証明書を携帯させること。
- 必要に応じて児童ホーム及びこどもクラブ並びに対象小学校と連携し、本業務の適正な実施を図ること。
- 本事業に利用登録する児童がいない小学校区において、本市が当該小学校区で事業を実施しないことを決定した場合は、当該小学校区に配置予定のスタッフについては、受託したブロック内で本市が指定する他の小学校区に追加で配置すること。
- 実施場所での参加児童数が0人である日においては、本市に連絡した上で、当該小学校区に配置するスタッフを他の小学校で従事させるなど、柔軟に対応すること。

イ 事故・トラブル発生時の対応

- 事故やケガにつながる行為を行う、けんかや他人に迷惑となる行為を行う、又はルールを守らない参加児童に対し、直ちに、声掛け・注意・制止等の適切な対応を行うこと。
- 参加児童に事故や怪我があった場合は、応急手当や医療機関への搬送など、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容を速やかに保護者及び本市に連絡すること。
- 参加児童のけんかやトラブル等があった場合は、その行動を制止し、事情を聞き取るとともに、その内容を速やかに本市に報告すること。
- 事故等の原因究明を行い、今後の対応策を本市へ報告すること。また、必要に応じて保護者に対しても説明を行うこと。

ウ 危機管理

地震・台風などの自然災害発生時、大雨警報等の警報発令時及び不審者の侵入時など緊

急事態が発生した場合、児童の安全を最優先に対応し、速やかに本市に報告をするとともに、スタッフの安全も確保すること。

エ 守秘義務等

- スタッフをはじめ本業務に携わる者は、業務の遂行を通じて知り得た個人情報をはじめとした情報の漏えい・盗用をしないこと。その職を退いた後や業務期間満了後についても同様とする。
- 本市等から提供を受けた保護者の連絡先など個人情報の記載がある資料（メモを含む。）等は、速やかに提供者に返却をすること。また、本業務以外での使用、執務場所からの持ち出し並びに複写及び複製をしてはならない。
- 個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の取り扱いの重要性を深く認識した上で、情報の適切な管理に万全を期すこと。
- 本業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正に実施すること。

オ 人権の尊重等

児童の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うこと。また、支援が必要な児童に対して配慮を行うこと。

カ 苦情等の対応

受託者は、本業務の運営において保護者から苦情等を受けたとき又は本市に苦情が寄せられたときは、必要に応じて本市と協議を行い、誠意を持って適切な対応に努め、受託者の責任において解決を図ること。また、その処理状況を適宜、本市に報告すること。特に児童の人権に関するものなど、深刻な事案については、速やかに報告すること。

8 成果品

- (1) 7 業務内容 の(1)イにおいて、確認した参加児童ごとの出席状況及び入退室時間を整理した表形式のデータ
- (2) 7 業務内容 の(1)オにおいて、作成した報告書類のデータ

9 支払条件

本業務完了後、受託者から適法な請求を受けた日から30日以内に一括で払うものとする。

10 安全配慮等

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えたときはその復旧及び賠償の全責任を追うものとする。
- (2) スタッフの災害事故防止対策に万全を期すほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 本業務の実施に当たり、車両等を使用する場合は交通法規を遵守すること。

11 廃棄物処理

本業務の実施において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。なお、廃棄物の運搬・処分に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

12 再委託等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して、又は本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により本市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りでない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、受託者に対し、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づいて行う本業務の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり、行ったすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、本市に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

13 個人情報保護

- (1) 受託者及び再委託先は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守するほか、本市が定める個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）を遵守すること。
- (2) 受託者は、契約期間中及び契約期間終了後において、いかなる理由であっても本業務上で知り得た事項を他人に漏らし、又は当該事項を本業務以外に使用してはならない。ただし、法令又は本市が認めた場合については、この限りでない。

14 契約保証金

尼崎市契約規則（昭和44年尼崎市規則第9号）第31条の規定に基づき、契約締結時に契約金額の100分の5に相当する契約保証金の納付又は履行保証保険への加入をすること。

15 委託料の対象経費

委託料の対象経費には、スタッフに要する経費（人件費、交通費、研修費及び被服費等）、連絡用の携帯電話に要する経費並びに児童が使用する玩具等（筆記用具、折り紙、ボードゲーム及び書籍等）、怪我等の応急処置に必要な救急用具、清掃用品等の物品及び消耗品のほか、事務管理費、その他本事業運営に必要な費用を含むものとする。

16 リスク分担

本業務におけるリスク分担は次のとおりとする。

種類	内容	リスク分担	
		本市	受託者
法令関係	法令等の制定や改正等による影響	協議	
仕様書	仕様書の誤りや変更	協議	
事業中止	本市の都合により中止・変更した場合の費用負担・損失	○	
	受託者の都合により中止・変更した場合の費用負担・損失		○
業務不履行	受託者の都合による業務の不履行		○
資金調達	本業務の実施に必要な資金の確保		○
物価・金利変動	物価・金利変動に起因する経費増加		○
自然災害等	自然災害等の発生による被害に対する経費増加	協議	
不可抗力	戦争、放射能、テロ、天災の被害に対する経費増加	協議	
事故・トラブル等	参加児童の事故・トラブル等の対応	○	○
	スタッフの事故・トラブル等の対応		○
第三者賠償	第三者へ損害を与えた場合の賠償責任		○
故意または重過失による物品等の破損	参加児童が故意又は重過失により物品等を破損	○	
	受託者が故意又は重過失により物品等を破損		○
情報漏えい	個人情報等の漏えい・紛失等の対応		○

17 その他

- (1) 本市は、本業務の実施状況について、受託者に随時報告を求め、必要に応じてスタッフへの聴き取りや現地検査を行うことができるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受託者との相互の協議により対応するものとする。また、本業務の目的に合致し、実施内容が充実すると見込まれる場合は、この仕様書の記載によらず柔軟に提案することを可能とする。ただし、経費の上昇が見込まれる場合であっても、予算上限額を上回る金額での提案はできないものとする。
- (3) 本業務における受託者の損失及び不利益について、本市はその一切を補償しない。

18 問い合わせ先

尼崎市 こども青少年局 保育児童部 児童課 [担当者：山田・吉松]

電話：06-6489-6937

メール：ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

以上